

労働者派遣法 第 23 条 5 項に基づく情報提供(岡山本社)

- (1) 派遣労働者の数(R7 年 5 月 31 日現在) 9 人
- (2) 派遣先の数(R7 年 5 月 31 日現在) 5 社
- (3) 派遣料金の平均額(8 時間当たり) 45,629 円
- (4) 派遣労働者の賃金の平均(8 時間当たり) 24,578 円
- (5) マージン率 46.1%

注) マージン率には、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、福利厚生費、研修費、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料等が含まれています。

(6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(キャリアコンサルティングの相談窓口)

岡山本店 業務部 高橋 昌平 電話 086-294-5660

教育訓練内容

	研修名称	受講対象	時間数	研修方法	研修費	賃金
①	コミュニケーション能力研修	フルタイム 1 年以上の雇用見込み派遣労働者	0	OFF-JT	無償	支給
②	PC スキル向上研修		0	OFF-JT	無償	支給
③	技術研修(CAD 等)		10	OJT	無償	支給
④	ロジカルシンキング		13	OJT	無償	支給
⑤	ロジカルライティング		13	OJT	無償	支給
⑥	資格取得研修		30	OJT	無償	支給
⑦	クリティカルシンキング		1	OFF-JT	無償	支給
⑧	問題発見・解決力強化		21	OFF-JT	無償	支給

(7) 福利厚生に関する事項 年次有給休暇・定期健康診断

(8) 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定に関する事項

「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定」を締結済み

協定の範囲 : 「派遣従業員」および「契約社員のうち派遣業務に従事する者」

協定の有効期間 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで